

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年4月26日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 睦好 絵美子

調達管理番号	23c00145000000
調達件名	2023年度-2025年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2023年8月17日～2024年3月13日（予定） （特段の問題がない限り、2024年度、2025年度も単年度ごとに契約する。）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	筑波大学（国立大学法人筑波大学）
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2023年5月10日（水） 16:00
契約担当部署	筑波センター 研修業務課（担当：三浦 菜津子） 電話番号：029-838-1744 メールアドレス： tbiccttp@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を

	受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2023年度-2025年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下、「JICA 筑波」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた教育関係機関における中間管理職レベルの職員や指導的立場にある技官に対し、障害のある子どもの教育に関する計画、指導能力向上を目指し、所定の案件目標を達成するべく、特別支援教育事業全般において技術力、計画、管理能力向上のために必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、筑波大学（国立大学法人筑波大学）（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 筑波所管地域において、障害のある子どもの教育に関して、全障害（視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱、自閉症）に対応した教育施設（大学附属学校）を有し、かつ、過去連続して対象分野の研修事業の協力実績があり、研修事業を通じた途上国における人材育成の知見等が集約されています。また教育現場および大学等の学術分野を含む産学官公民から多様な講師を招請できることから、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度-2025年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023年度）：2023年11月9日～12月8日（予定）
- (4) 契約履行期間：2023年8月17日～2024年3月13日（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
※2024年度、2025年度の実施時期は未定。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。

- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

1) 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。（A4サイズ、1～2枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと）

2) 業務執行体制に関する要件

- ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3) 本研修委託業務契約は、2023 年度に実施する計 1 回の研修コース全体を対象とする。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023 年 5 月 10 日 (水) 16:00 まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 (独) 国際協力機構 筑波センター研修業務課 電話 029-838-1744 担当: 三浦菜津子
	提出書類	参加意思確認書 (別紙 3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送 (郵送の場合は 書留としてください。)
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023 年 5 月 17 日 (水)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	上記 (1) 提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送 (郵送の場合は 書留としてください。)
	請求締切日	2023 年 5 月 24 日 (水) 16:00 まで
	回答予定日	2023 年 5 月 31 日 (水)
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記 3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争

若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。

メールタイトルは「【XXX（各書類名）の提出（社名●●）】2023年度-2025年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」に係る研修委託契約」として下さい。

宛先電子メールアドレス：tbicttp@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以 上

2023-2025 年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2024 年度、2025 年度については、別紙 1「業務仕様書」2. 応募資格（2）その他の要件 1）案件受託上の条件を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」

(2) 研修期間（予定）

事前プログラム：2023 年 10 月上旬～2023 年 11 月上旬

来日研修：2023 年度：2023 年 11 月 9 日～12 月 8 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員：8 名（国別上乘せを含む、応募状況・選考過程により増減あり）

2) 研修対象国：（ドミニカ共和国、グアテマラ、コロンビア、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベリーズ）

3) 対象組織：以下のいずれかを満たすこと。①中央省および地方省のインクルーシブ教育／特別支援教育／障害児教育専門家／アドバイザー、②教育大学および教員養成校のインクルーシブ教育／特別支援教育／障害児教育専門家／養成官、③特別支援教育の専門性を有する現職の中核的教員

4) 研修員資格要件：

・インクルーシブ教育／特別支援教育／障害児教育関連業務における職務経験 5 年以上

・教育学関連の学士号以上の学位取得者

(4) 研修使用言語

スペイン語

(5) 研修の背景・目的

教育は万人の権利であり、特に普遍的初等教育の完全普及は、SDGs (Sustainable Development Goals)、EF (Education for All) 等において国際的開発目標として示されている。各国が上記目標の達成に向けた積極的な政策・施策を行ってきた結果、全世界的な就学率は一定の成果を見た一方、未就学者の多くは社

会的に疎外されており、特に障害を持つ学習者に対する支援が未だに取り組み不十分な課題として重要視されている。障害児のための教育アプローチに係る国際的な潮流としては、「特別なニーズ教育に関する世界会議」（1994年）サラマンカ宣言から始まる「インクルーシブ教育」のコンセプトやアプローチへの転換が求められている。それに対応する環境整備（施策、教員訓練、教員支援システム、教材開発等）が喫緊の課題である。JICAの教育協力ポジションペーパー（2015年10月）及びJICAのSDGsへの貢献に向けた取り組み方針（ゴール4）でも、「インクルーシブで平和な社会づくりのための教育」を支援の一つの柱とし、貧困層、女性、障害のある人々、少数民族、紛争や災害の影響を受けた人々など、社会的・文化的に不利な立場にある人々への支援の取り組みを強化している。なお、日本は主に特別支援教育アプローチで就学前から早期介入し、高い就学率を誇る。これは行政、研究機関、大学、学校、地域等が連携し児童の能力を最大限引き出せるよう、学校・教員の質向上に取り組んでいる成果である。また、一部地域においてはインクルーシブ教育も実践されている。このような日本の知見を活かし、JICAは2016-2018年度本邦研修「障害のある子どものための授業づくり」をはじめとする各種事業を実施し、途上国におけるインクルーシブ教育／特別支援教育を支援してきた。本研修は、上述の日本の知見・経験を参考としつつ、途上国におけるインクルーシブ教育／特別支援教育の実践に必要な人材の能力強化を図るものである。

（6）案件目標

各国が目指すべきインクルーシブ教育／特別支援教育の姿を明確にし、その実現に向けた方策を具体的に提言し、主導できるだけの能力を獲得する。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) 自国と参加国のインクルーシブ教育／特別支援教育に係る課題が整理される。
- 2) 日本のインクルーシブ教育システムの概要と主要活動を説明できる。
- 3) 自国のインクルーシブ教育推進のための改善策が提案される。
- 4) 改善提案実現に必要なツール（ガイド、フォーマット、資料等）が作成される。

（8）研修内容

1) 研修項目

【事前プログラム】各国におけるインクルーシブ教育/特別支援教育/障害児教育の現状に関するインセプションレポートの作成

【講義】

- ・日本のインクルーシブ教育及び特別支援教育の現状と課題
- ・筑波におけるインクルーシブ教育及び行政システム

・日本の特別支援教育の教授法

【視察】

通常小学校、特別支援学校、国立特別支援教育総合研究所

【帰国後の計画】

帰国後の計画の作成・発表

2) 研修方法

ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

イ. 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

ウ. 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社（メーカー）等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

エ. レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング（0.5日）

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. プログラムオリエンテーション（0.5日）

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

ウ. 評価会・閉講式（0.5日）

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年8月17日～2024年3月13日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含む)

(2) 業務の概要

本研修委託業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の(6) 案件目標 (7) 単元目標を達成できるよう、(8) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(3) 各プログラムにおける業務内容は以下の通り

1) 研修実施全般に関する事項

1. 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
2. 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
3. コース評価要領の作成
4. 研修員選考会への出席
5. JICA 筑波、その他関係機関との連絡・調整
6. 研修監理員との調整・確認
7. コースオリエンテーションの実施
8. 研修の運営管理とモニタリング
9. 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
10. 各種発表会の実施
11. 研修員作成の各種レポートの分析・評価
12. 研修員からの技術的質問への回答
13. 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
14. その他、国際協力理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
15. 評価会への出席、実施補佐
16. 閉講式への出席、実施補佐
17. 講義、見学の評価
18. JICA 筑波への講義テキスト提出

2) 講義（演習・実習）の実施に関する事項

1. 講師・実習先の選定・確保
2. 講師への講義依頼文書等の発出
3. 講義室及び使用資機材の確認・手配
4. 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
5. 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
6. 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認
7. 講義等実施時の講師への対応
8. 講師謝金の支払い

9. 講師への旅費及び交通費の支払い
10. 講師（ないし所属先）への礼状の作成・送付

3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

1. 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
2. 見学先への引率
3. 見学謝金等の支払い
4. 見学先への礼状の作成と送付

以下は、上記1)～3)に加えて行う業務

4) 本邦プログラム事前準備/事前プログラムに関する事項

1. 事前プログラムに関する研修員からの問い合わせに対する対応
2. インセプションレポート内容の分析及び同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
3. 研修評価項目・評価基準等について JICA 筑波と調整・確認

5) 事後整理期間に関する事項

1. JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整
2. 研修実施結果の評価・分析及び改善策の検討
3. 反省会への出席、実施補佐
4. 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）及び経費精算報告書の作成

6) 本業務に係る報告書の提出

2023 年度本業務実施分の報告書として、業務完了報告書及び経費精算報告書を各 1 部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

プログラム名	提出書類	提出期限
2023 年度コース	業務完了報告書 経費精算報告書	2024 年 2 月 28 日

3. 留意事項

- (1) 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- (2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照すること。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

2023年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 睦好 絵美子 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2023-2024年度課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」に係る研修委託契約に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 全省庁統一資格（令和04・05・06年度全省庁統一資格）
登録番号：

2 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

3 応募要件

(1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「2応募資格」を参照し必要書類を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上